

税関職員的身分を示す証票等の書式に関する省令の一部を改正する省令参照条目次

○ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）による改正後）（抄） …… 1

◎ 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）（所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）による改正後）（抄）

（納付受託者の帳簿保存等の義務）

第三十四条の六（省 略）

2（省 略）

3 国税庁長官は、前二条及びこの条の規定を施行するため必要があるときは、その必要限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

5（省 略）

6 国税庁長官は、政令で定めるところにより、第三項に規定する権限を国税局長に委任することができる。

（税関長又は国税局長が徴収する場合の読替規定）

第四十五条 第四十三条第一項ただし書（国税の徴収の所轄庁）の規定により税関長が徴収する場合又は同条第四項若しくは前条第一項の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合におけるこの章（第三十八条第三項（繰上請求）、第三十九条（強制換価の場合）の消費税等の徴収の特例）及びこの節を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同章（第三十四条の六（納付受託者の帳簿保存等の義務）及び第三十六条（納税の告知）を除く。）中「税務署長」又は「税務署」とあるのは「税関長」又は「税関」と、「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、第三十四条の六第二項及び第三項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、同条第六項中「国税庁長官」とあるのは「財務大臣」と、「国税局長」とあるのは「税関長」と、第三十六条第一項中「税務署長」とあるのは「税関長」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又は国際観光旅客税法第十八条第一項（国際観光旅客等による納付）の規定により納付すべき国際観光旅客税でその法定納期限までに納付されなかつたもの」と、同条第二項中「税務署長」とあるのは「税関長」とする。

2（省 略）